

2024 年神原文庫展：神原文庫の古文書 出展品リストと略解説

※『目録』は『神原文庫分類目録』（1964 年）、『続目録』は『神原文庫分類目録（続）』（1994 年）を指す。便宜上資料名をあらためたものがある。

第 1 部 神原先生の人物像

1. おもひでの記：神原甚造 13 紙【『続目録』289.1】

同じタイトルで『月刊香川』（昭和 26 年 6 月号）に発表した文章の草稿本で、香川大学の罫紙を使用している。神原先生自身の生い立ちについて記すなかで、とくに文字・本に対して非常なまでの強い関心を持ったきっかけを下記のように記している。

私は小学校へ上がる前、祖母から教科書の読本巻の一を教わった。これこそ私が文字と云ふものを知った始めであり、又本と云ふものに親しむに至った抑の端緒である。此読本は私の一生に何よりも大きな影響を与えたものであり私を今日に導いた最初の道標でもある。

2. 小学第一読本：明治 21 年 島崎友輔編 興文社刊 1 冊【『続目録』375.98】

神原先生が前掲「1.おもひでの記」で示した、幼少期に祖母から教わったという「読本」の現物である。

3. 菅公一千年祭・未成年者にして新聞紙を読むの可否を論ず

：神原甚造 『神原甚造文藻集』【『目録』090】（明治末年） 1 綴

尋常小学校 5 年時の作品。なお、前掲「1.おもひでの日記」によると、神原先生は 5 歳 5 ヶ月で尋常小学校に入学したという。

4. 神原甚造日記：神原甚造 明治 38 年 4 月 6 日～11 月 16 日【『続目録』289.1】

第三高等学校卒業年の 4 月から同 9 月京都帝国大学入学直後の 11 月までの日記。

5. 「詠草」：「神原甚造文藻集」所収 神原甚造 1 綴 ※『神原甚造文藻集』【『目録』090】

神原先生の著作を集めた「神原甚造文藻集」には、『明星』で発表した作品もふくむ多くの作品集が遺されている。これらの作品の整理も課題となっている。

6. 明星：卯年（明治 36 年）12 号 1 冊

神原先生は、第三高等学校在学時から、神原彩翹の名で与謝野鉄幹新詩社『明星』に短歌を発表していた。明治 38 年 4 月号に上原彩人の名で掲載した「となり家の珠数屋が妻のくちまめをよしと住む身と問はば云はまし」は、明治 39 年 6 月号で与謝野晶子から好評を得た。

7. 漫筆 神原甚造日記：神原甚造 大正 7 年 1 月～2 月 1 冊 【『続目録』289.1】

夫人スミが大正 7 年正月 6 日死去した直後から記された日記。日記の記事は、同月 10 日から 2 月 19 日までの 1 カ月ほどにわたる。その内容はスミの死を悼む言葉と、生前生活を共にしたことに対する感謝の言葉が繰り返されている。

第 2 部 神原先文庫の成り立ち

1. 神原甚造宛図書購入覚並に請求書等：神原甚造編（大正～昭和期） 1 括【『続目録』289.1】

2. 古資料収集記録帖：神原甚造編（大正～昭和期） 1 括【『続目録』289.1】

神原文庫には、書籍等の購入記録や領収書・請求書、古書肆との往復などが残されている。なかでも「古資料収集記録帖」は極めて稀有で、各資料を神原先生がいつ、どこから入手したのか、詳細に記録されている。

3. 神原甚造覚書：神原甚造編（大正～昭和期） 1 括【『続目録』289.1】

神原先生は、購入した資料に対し自身の観点から様々な考証を行い、メモ書き残した。先生自身が「本屋」・「絵師」・「雑誌」・「出版」などテーマ毎に封筒に分類し整理していた。

第 3 部 神原文庫の古文書

1. 皇室・朝廷・公家が発給した文書

①室町院（暉子内親王）大和国高殿荘讓状（礼紙） 正安 2 年（1300）4 月 20 日 1 紙

②室町院（暉子内親王）大和国高殿荘讓状（礼紙） 正安 2 年（1300）4 月 19 日 1 紙

【『続目録』古文書：(1) 4・5】

讓状とは、所領や資材などを讓渡する際に讓渡者が作成して被讓渡者に与える文書のこと。大和国高殿荘（現奈良県橿原市高殿町一帯）は、後堀河天皇皇女室町院（暉子内親王）領で、筆の主は室町院である。室町院は、この年の 5 月 3 日に 73 歳で薨去している。したがって展示品は、臨終の直前にしたためられたものである。

③近衛信尹書状（江戸時代初頭）10 日 1 紙 【『続目録』911.16】

近衛信尹は安土桃山時代から江戸時代初期にかけての公卿である。本阿彌光悦、松花堂昭乗とならんで寛永の三筆と称された。宛所の「大門主」は不明。

④靈元天皇口宣案（宿紙） 寛文 12 年（1672）12 月 22 日 1 紙 【『続目録』古文書：(1) 268】

口宣案とは、天皇が口頭で任命を行う「口宣」を、天皇の側近である蔵人が後日の頭のために文書にしたも

のである。後日の控えとして書写した文書を、「案」、または「案文」といった。本文書は、賀茂県主氏演を従五位下に叙した（任命）口宣案である。賀茂県主は、代々京都の賀茂神社に奉斎した氏族である。

2. 武家政権が発給した文書

①室町幕府奉行人連署奉書 永正2年(1505)6月2日 1紙(折紙) 【『続目録』古文書:(1) 21】

室町幕府では、14世紀後半頃から將軍の決定事項を配下の奉行人2名がとりまとめて文書にして発給するケースが多くなっていく。本文書の内容は、現在にまで続く祇園祭の山鉾渡御の経費出資をめぐって起こった相論に対して室町幕府が裁決した文書である。

②. 室町幕府14代將軍足利義輝書状 (戦国時代) 年未詳 11月16日 1紙

【『続目録』古文書:(17) 書状等 1010】

花押から室町幕府13代將軍足利義輝の書状であると判断される。内容は駿河国へ(武田)信虎が下国することをうけて、水野山城守に道中の世話を命じている。

③京都所司代板倉重宗町中触書 元和8年(1622)8月20日 6紙 【『続目録』古文書:(1) 51】

統一武家政権が誕生して間もなく整備された京都市中の法度。近世初頭の京都市中法度は、本文書の元和8年11月の9箇条の他、同年11月13日「京都可相触条々」(7箇条)、寛永6年(1629)10月18日「京都可相触条々」(5箇条)と併せて「板倉二十一箇条」と呼ばれた。

④江戸幕府3代將軍徳川家光朱印状 慶安元年(1648)1紙 【『続目録』古文書:(5) 293】

常陸国筑波郡吉田村熊野権現・鹿島明神に対し、同村分三石を寄付すること、別当寺光蔵院寺中の竹木所役の免除を命じている。神原文庫には、本文書をはじめ江戸幕府將軍の朱印状・判物が14点確認できる。

⑤武家諸法度(宝永令) 宝永7年(1648)4月15日 7紙(写) 【『続目録』300. 15】

武家諸法度は江戸幕府の基本法規の一つ。短期に終わった徳川家継(7代)と慶喜(15代)を除き、代々の將軍は就任後に諸大名に公示した。展示品の宝永令は家宣(6代)が発布したもので、17箇条にわたる。起草者は儒者新井白石である。本文書は、料紙の付箋や添付された由緒書から備前藩池田家に伝わった写しと考えられ、料紙には大高檀紙が使われている。

3. 武士のイエに伝わった文書

①沙弥法佛着到状 建武3年(1336)4月25日 1紙 【『続目録』古文書:(1) 7】

島津家に従った郷士延時氏の旧蔵にかかる古文書で、延時家は薩摩国薩摩郡延時名(現鹿児島県川内市)を根拠地とした。本文書の内容は南北朝内乱に関係したもので、後醍醐方武士肝付兼重を討つため、延時法仏(忠種)が島津貞久(足利尊氏方大将、薩摩・大隅両国守護)のもとに参陣した際に提出した着到状である。

②畠山直顕感状 文和元年(1352)12月25日 1紙 【『続目録』古文書:(1) 10】

島津氏に従った得丸家に伝わった文書である。得丸家は、大隅国始良荘内得丸名(現鹿児島県鹿屋市吾平町)を根拠地とした武士である。神原文庫には後掲の③・④とともに3点の得丸家文書が伝わっている。本文書の内容は、日向国の国大将(のち日向国守護)であった畠山直顕が徳丸六郎五郎の軍忠を賞した文書である。こうした文書を「感状」といった。

③島津孝久宛行状 嘉慶3年(1389)6月19日 1紙 【『続目録』古文書:(1) 15】

大隅国守護島津孝久(のち元久と改名)が大隅国始良荘内得丸名内の田を得丸但馬入道に給付した文書である。こうした文書を「宛行状」といった。

④島津久豊知行宛行状 応永18年(1411)12月28日 1紙 【『続目録』古文書:(1) 16】

島津孝久(元久)の跡を継いだ島津久豊が始良荘内の田を給付した宛行状である。宛所が擦り切れているが、得丸氏であると考えられる。

⑤毛利輝元加冠状 天正14年(1586)6月18日 1紙 【『続目録』古文書:(1) 30】

大名である毛利輝元が家臣の三戸藤三の元服を認めた加冠状である。三戸家は毛利家に使えた武士で、神原文庫には同家に伝わった中世文書10点、近世の由緒書1点を所蔵している。

4. 寺院関係の文書

①東大寺衆徒等解(土代) 建久3年(1192) 1紙 【『続目録』古文書:(1) 71】

東大寺八幡宮(手向山八幡宮)再興のため、「將軍」に就いたばかりの源頼朝に対して保護を求めた東大寺衆徒等による解状の土代(草案)である。本文書は、紙背の書状(この類の文書を紙背文書という)が用済みとなったためその裏面を再利用して作成されたものである。

②興福寺領大和国吐山荘請文(土代) 康永元年(1342)9月15日 1紙 【『続目録』古文書:(1) 9】

大和国吐山荘(現奈良県山辺郡都祁村大字吐山一帯)から荘園領主興福寺関係者へ宛てる請文の土代(草案)である。ここでは、南北朝内乱の影響で大和国中が動乱となっている状況が記され、そうした非常時での年貢の確保や地域の秩序維持に関する取り決めについて、荘園領主興福寺に対して承諾する内容となっている。

③興福寺僧奘遍諷誦文(紙背文書) 応長2年(1312) 1紙 【『続目録』古文書:(1) 6】

本文書の表面には、興福寺僧奘遍が興福寺と多武峰による紛争の記録がまとめられている。興福寺と多武峰は、中世を通じて紛争を繰り返しており、ここでしか知ることの出来ない記述もある。本文書には、すべての料紙に紙背文書があり、今回の展示で示した部分は、奘遍自身がしたための諷誦文である。